

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部改正（案）について ご意見をお寄せください

市は、「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則」について、その一部改正を進めています。

このたび、その改正案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、後日、ホームページで公表します。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんのでご了承ください。

◇募集期間

令和8年9月24日（木）～令和8年10月24日（土）（必着）

◇関連資料

「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部改正について」（裏面）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人名等・住所又は所在地を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- ① 窓口持参・郵送（下記の間合わせ先へ）
- ② ファクスで送信（ファクス番号046-261-4900）
- ③ オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）



（電子申請用二次元コード）

※意見を記入する書式は自由です。

※ご持参いただく場合は、市民活動拠点ベテルギウスの休館日である第3月曜日を除く、午前9時から午後5時の間にお越しください。

※電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

<お問合せ先>

〒242-0018 大和市深見西1-2-17 ベテルギウス内
大和市 こども部 こども青少年みらい課 こども青少年育成係
電 話：046-260-5224（直通）
FAX：046-261-4900
時 間：午前9時00分～午後5時00分（第3月曜日を除く）

放課後児童クラブ事業条例施行規則一部改正について

1. 一部改正する理由

- ・放課後児童クラブは、大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則第4条に規定されている「学年が低い順」に則り入会審査を行っておりますが、その他にも児童の障がいの状況や保護者の就労状況等などの保育の必要性を踏まえた審査基準が必要です。
- ・また、規則には受付期間が明記されていないことから、これまでは入会申請書の提出時期に関わらず、学年が低い順に入会の承認を行っていることから、入会受付の不公平が生じているほか、承認又は保留通知の発送が例年2月中旬頃となっています。
- ・そのため、規則には児童の学年及び家庭状況、入会申請書の提出時期、保護者の就労、疾病等の状況その他の事情を考慮することを示し、優先順位や受付期間などの詳細は、新たに要領で定めます。
- ・この改正と要領作成により、学年だけでなく、保育の必要度を考慮した優先順位に基づく審査が可能となるほか、受付期間を定めることで、これまでよりも早い時期に入会調整を始められることから、1月中に承認又は保留通知が発送できるようになります。

2. 改正内容

【現行】第4条

- 1 入会の承認の優先順位は、第1学年から第6学年までの学年の低い児童の順とする。
- 2 学年が同じ場合の入会の承認の優先順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) ひとり親家庭の児童又は生活保護の家庭の児童
 - (2) 保護者の疾病又は病弱
 - (3) 保護者がいずれも就労
 - (4) 前3号に定める児童以外の児童



【改正案】第4条

- 1 入会の承認の優先順位は、児童の学年及び家庭状況、入会申請書の提出時期、保護者の就労、疾病等の状況その他の事情を考慮して別に定める。

3. 今後の予定

- ・令和8年 9月 パブリックコメントの実施
- ・令和8年10月 規則改正施行
- ・令和8年11月 一次受付開始
- ・令和9年 1月 一次受付の承認又は保留通知の発送
- ・令和9年 1月 二次受付開始
- ・令和9年 2月 二次受付の承認又は保留通知の発送
- ・令和9年 4月 令和9年度児童クラブ開始